

刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題と あるべき姿についての研究

— 序論 —

島 谷 綾 郁

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

Desirable Administrative Aspects of Social Work Activities for Prisoners

— Introduction —

Ayaka Shimaya

Keishin-Gakuen Educational Group The Research,
Development and Innovation Center for Vocational Education and Training

Abstract : The purpose of this research is to consider future administrative issues for social workers in prisons, etc., and the social workers' ideal situation, by broadly considering issues such as the placement of social workers in prisons, etc., based on administrative reform and the legal revision of the former Prison Law to the Act on Penal Detention Facilities and Treatment of Inmates and Detainees.

As a result of our research, we consider that the following relate to the ideal situation of social workers in prisons, etc.: (1) providing work arrangements and work guidelines, (2) maintaining a system of supervision, (3) gaining knowledge and technical skills as social workers, (4) developing and putting into practice lifestyle models, and (5) gaining an understanding of victims.

Key Words : prisons, Prison Reform Conference, social worker, lifestyle models, understanding of victims

抄録 : 本研究では、「監獄法」から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の法改正、行刑改革に基づく刑務所におけるソーシャルワーカーの配置等について概観することにより、今後、刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とソーシャルワーカーのあるべき姿について考察することを目的とする。

その結果、刑務所等におけるソーシャルワーカーには、①業務整理及び業務指針を設けること、②スーパーバイズの体制づくりを整備し、③ソーシャルワーカーとしての知識・技術、④生活モデルの実践展開、⑤被害者理解を会得すること、が刑務所等におけるソーシャルワーカーのあるべき姿につながるのではないかと考える。

キーワード : 刑務所、行刑改革会議、ソーシャルワーカー、生活モデル、被害者理解

1. 刑務所におけるソーシャルワーカーの配置 の経緯

(1) 1908-2006年

わが国における刑務所は、受刑者を収容し、その受刑者に対して必要な処遇や教育を行い、再犯を防止し、更生させるための重要な役割を担っている。

1908（明治41）年に、わが国の行刑行政の根拠法として「監獄法」が制定・施行された。しかし施行以来、この法律は約100年近く実質的な改正が行われず、内容的にも受刑者の処遇内容の規定や権利義務について十分に明記されていなかった。これらのことから監獄法の改正法案が、1982（昭和57）年4

月、1987（昭和62）年4月、1991（平成3）年4月の3度にわたり国会に提出されたが、衆議院の解散によりすべて廃案となり、その後、再提出がなされていなかった（梶木 2007）。しかし、2001（平成13）年、2002（平成14）年に起きた名古屋刑務所における受刑者死傷事件^{注1}を契機として行刑施設のあり方や透明性が問題視され、刑務所に対する国民の関心も高まったのではないだろうか。このことにより国は、「行刑運営に関する調査検討委員会」を法務省に設置し、その検討結果を「行刑運営の実情に関する中間報告」として公表している（行刑改革会議提言 2003）。さらに、当時の法務大臣が、国民の理解と支持のもと、国民の視点で検討する必要があると考え、民間の有識者からなる行刑改革会議を立ち上げることとなった。この会議では、「行刑改革会議提言」として、2003（平成15）年12月22日に「国民に理解され、支えられる刑務所」と題する提言を公表した。この提言の基本的な方向は、「受刑者のための諸改革」、「刑務官のための諸改革」、「市民参加のための諸改革」である（刑務所改革のゆくえ 2005：2）。

その提言の中で「第4 行刑改革の具体的提言」にある「6 行刑施設における人的物的体制の整備」の「(2) 人的体制の正義、充実」では、精神状態に問題があり、処遇を行うことが困難となる受刑者が急増していることから、刑務官の負担を軽減し、障害を抱えるだけでなく、処遇を行うことが困難とされる受刑者を適切にケアし、早期に社会復帰を行うために、医療スタッフや心理技官、ソーシャルワーカーなどの確保を行う必要性があるとしている（行刑改革会議提言 2003）。また、受刑者に対する社会復帰のための適切な支援を刑務所が担っていくためには、刑事施設に常勤の心理技官、ソーシャルワーカー等の資格を有する専門職を配置することを義務化し、受刑者に対してカウンセリング等を受ける権利を明示することも重要となる、としている（行刑改革会議提言 2003）。

2004（平成16）年4月からは、市原刑務所、長野刑務所、奈良少年刑務所で、「被害者感情理解プログラム」、「社会復帰支援プログラム」等が、刑務作業時間を短縮などとして試験的に行われていた。しかしこれらはあくまでも試験的なものであり、適切に受

刑者等に対して教育プログラムを行っていくためには、心理技官やソーシャルワーカーなどを重点的に各刑務所等に配置していくことが必要不可欠であるとしている（刑務所改革のゆくえ 2005）。

この提言を受けて国は、2005（平成17）年から全国4か所の医療刑務所に精神保健福祉士を配置した。

このような動きの中、約一世紀余りの歳月を経て「監獄法」の全面改正が行われ、2006（平成18）年5月24日に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が公布された。その後、一部改正と題名変更が行われ、翌年（2007年）6月1日から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下、「新法」と記す）が施行された。

新法の目的は、刑事施設の適正な管理・運営を図り、受刑者の人権尊重と状況に応じた適切な処遇を充実させ行うことであるとしている（太田 2006）。この目的を踏まえたうえで、新法では、「受刑者の権利義務・職員の職務権限の明確化」、「受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実」、「受刑者の生活水準の保障」、「外部交通の保障・拡充」、「不服申立制度の整備」、「行刑運営の透明性の確保」といった事項について定められている（山下 2005：29）。また、法律の文面自体もカタカナ表記のものから平仮名、漢字表記へと変化し、従来よりも読みやすくなっている。

（2）2006－2018年

2008（平成20）年頃には、いわゆる一般受刑者だけではなく、60歳以上の高齢受刑者や障害を有する受刑者、外国人受刑者の増加が目立ち、過剰収容状態を招いていた。法務省の統計によると、全国の刑事施設の収容状況（2006年12月31日現在）は、収容定員が7万9,375人であるのに対し、収容人員は、8万1,255人というように収容率が100%をはるかに超えていた。このように収容人員が収容定員を超えている施設は、全75施設中53施設（2006年12月31日現在）にのぼった。その他にも、60歳以上の新高齢受刑者の人員推移を見てみても、1996（平成8）年には約1,500人であったのに対して、2007（平成19）年には3,717人というように2倍以上にも上昇してきている（犯罪白書 2007）。この状況下において、刑

事施設における職員一人当たりの被収容者負担率は1997（平成9）年度に2.93人であったのに対し、2006（平成18）年度には4.48人にまで上昇している（犯罪白書 2007）。このような過剰収容の現状は、刑事施設の適正な管理・運営を抑制し、職員の超過負担、受刑者のストレス増幅などの助長へと繋がっていた。そのことにより、被収容者に適切な生活環境が与えられない、十分な処遇体制を整えることができないという弊害を生み出し、結果として再犯に繋がり、さらなる過剰収容状態を引き起こしていると考えられる（小貫 2006）。

このような状況に対する打開策として国は、新しい刑務所の整備に当たり、「官民共同の運営」、「地域との共生」、「国民に理解され、支えられる刑務所」を特色とし、民間のノウハウを最大限活用して効率的業務を行うために、2007（平成19）年4月からわが国初のPFI（Private Finance Initiative）手法を活用した新たな刑務所として、社会復帰促進センターの設置を開始した（吉野 2007：4）。社会復帰促進センターは、現在、山口県（2007年4月開庁）、栃木県（2007年10月開庁）、兵庫県（2007年11月開庁）、島根県（2008年10月開庁）の全国4か所で運営されている。また、これら4か所は、フランスやドイツ等の大陸法系の諸国にならい、保安業務などは従来どおり国の職員が担い、教育や職業訓練等は民間のソーシャルワーカー、臨床心理士などに委託する「混合運営施設型」として整備されている（吉野 2007：2）。また、これらのセンターでは、受刑者に対する改善指導を目的として、認知行動療法や怒りの感情統制といった、価値観の変容を目指すための行動的成果プログラムなどが行われている（室井 2008；森田 2008）。

このような施設の建設や処遇プログラムを行うことで、過剰収容から生じる刑事施設職員の超過負担を軽減させ、刑事施設の人的整備と充実は喫緊の課題であるとされていた。

前述のとおり、医療刑務所に精神保健福祉士の配置が刑務所職員からも好評であったことから、2007（平成19）年度からは、全国6か所の一般刑務所にもソーシャルワーカーが配置され、順次、PFI刑務所にも社会福祉士、精神保健福祉士が常勤として配置されている。その後、2014（平成26）年度から、

福祉専門官の配置が進められ、2018（平成30）年度には、48庁の刑事施設に配置されている（犯罪白書 2018）。さらに2016（平成28）年度には、東京矯正管区・大阪矯正管区に社会福祉士もしくは精神保健福祉士等を有する常勤職員が配置され、刑事施設等に勤務するソーシャルワーカー等への助言・指導や関係機関等との調整等に当たっている。

このように、刑務所等におけるソーシャルワーカーの配置は進んできたが、その具体的な業務内容や役割などが明確になっておらず、矯正の現場に勤めている現場の刑務官も、刑務所等に勤めているソーシャルワーカーが専門職として矯正の現場でどのような業務を担っているのかという理解が乏しい職員が未だ多いのではないかと推測される。

法務省からは、刑務所ソーシャルワーカーの業務（案）として「被収容者に対する福祉上の講話、相談、助言及び指導の実施、出所後の医療機関や福祉施設などの受け入れへ向けた連絡調整業務など」と聞いており、加納（2006）は、「被収容者に対する保護相談」と「保護業務を担当する刑務官の調整技術養成」の2点を、刑務所等における精神保健福祉士の役割として提案している。しかし、ソーシャルワーカーの具体的な業務内容については各刑務所にゆだねられており、どこの刑務所でどのような業務を行っているのか明確に整理されている資料は見当たらない。これではソーシャルワーカーとしての業務内容が不明瞭であるだけでなく、専門職としての位置づけも整えられていないままであると言わざるを得ない。

これらの動向をふまえて、筆者は、一般刑務所、医療刑務所および社会復帰促進センター（以下、「刑務所等」と記す）に配置されているソーシャルワーカーの業務について強い関心を持っている。

そこで本研究では、監獄法から新法、行刑改革に基づく刑務所等におけるソーシャルワーカーの配置等について概観することにより、今後の刑務所等におけるソーシャルワークの業務課題とソーシャルワーカーのあるべき姿について考察することを目的とする。

なお、筆者は、刑務所等におけるソーシャルワーク業務に関して、刑務所等におけるソーシャルワーカーへインタビュー調査を実施し、分析結果をまと

めている（島谷 2009）。そのため、「3. 刑務所等内に勤務するソーシャルワーカーの業務内容の現状」を中心に記述する事項は、概ね島谷（2009）から引用・参照していることをお断りしておく。

2. 用語の定義

(1) 刑務所等

本研究において「刑務所等」とは、一般刑務所、医療刑務所、社会復帰促進センターの総称とする。

(2) 受刑者

本研究において「受刑者」とは、刑務所に収容されている者を指す。

(3) 高齢・障害等受刑者

本研究において「高齢・障害等受刑者」とは、高齢受刑者、障害を有する受刑者、出所後の保護環境が劣悪な受刑者を指す。

(4) PFI刑務所

「PFI刑務所」とは、PFI手法によって整備・運営が行われている刑務所のことを指す。なお、PFI手法とは、『より良質な公共サービスをより少ない対価で国民に』を主眼として提唱された民間の資金等を活用する公共事業の新しい政策手法」（只木 2007：10）を指す。

3. 刑務所等内に勤務するソーシャルワーカーの業務内容の現状

刑務所等に勤務しているソーシャルワーカーは、2005（平成17）年から多くが非常勤職員として、高齢・障害等を有する受刑者等の出所後の生活の場の調整などを行ってきた。しかし、2014（平成26）年度より常勤職員として福祉専門官が配置された。刑務所等におけるソーシャルワーカーとして、常勤という立場で配置がされたことは、司法の領域に福祉が必要であるといった一つの証明ではないだろうか。司法の領域で福祉専門職が確立してきていることは、非常勤という立場から激務をこなし、地位を確立しようとしてきたソーシャルワーカーの方々の努力の結果であるといえよう。

出所後、福祉的支援が必要となる受刑者等の生活の場の連絡調整業務を担ってきた刑務所等におけるソーシャルワーカーの先行研究として、島谷（2009）は、刑務所等におけるソーシャルワーカー

を対象とした調査研究を実施している。その結果の1つとして、図1のように、刑務所等による業務内容を〔刑務所内の事務的業務〕、〔受刑者面接〕、〔出所時調整〕、〔教育プログラムに関するソーシャルワーカーの動き〕、〔受刑者・他職種等へのアドバイス〕の5つに整理している。その一方で、調査研究の結果、刑務所等における課題の1つとして、〔刑務所ソーシャルワーカーの業務内容の不統一〕という問題点だけではなく、〔受刑者等に対する福祉的な制度等の説明から環境調整を行う必要性〕をあげている。

法務省によれば、ソーシャルワーカーの業務内容として、「要保護者の受刑者の資質・環境に関する調査、記録の作成、要保護者に対する福祉上の講話、個別的な相談・助言、釈放後の受け入れ先となる機関の開拓、実際の受け入れに向けた連絡調整など」や、刑務所職員に対するコンサルテーションの役割が期待されている（福祉新聞 2008）。PFI刑務所におけるソーシャルワーカーの働きとしては、「収容開始時の面接・指導、改善更生プログラムの企画・運営・実施など教育関係の業務など」が期待されている（福祉新聞 2008）。このように、刑務所等に勤務するソーシャルワーカーの業務内容について法務省から具体的に提示されているのにもかかわらず、調査結果と比較してみると、異なる点が多々見受けられる。

まず、〔受刑者面接〕についてみてみると、環境調整報告書告知のための面接、資料を会議に上げるための受刑者を対象とするインテーク面接と情報収集、受刑者の出所へ向けた書類作りのための面接、願箋^{注2)}による面接など、事務的手続きのための面接がほとんどである。言い換えれば、受刑者に対する個別的な相談に親身になって応じ、助言するといったケースはほとんどないのが実情である。

次に、〔受刑者・他職種等へのアドバイス〕についてみてみると、受刑者等に関しては、要望や機会があった時、面接時に必要と判断した場合のみに、福祉的なアドバイスを行っている。しかし、刑務官に対しての福祉的な講話は行っていない施設がほとんどであり、必要に迫られた時にソーシャルワーカーが聞かれたら答える程度であることから、刑務所職員に対するコンサルテーションの役割は非常に乏し

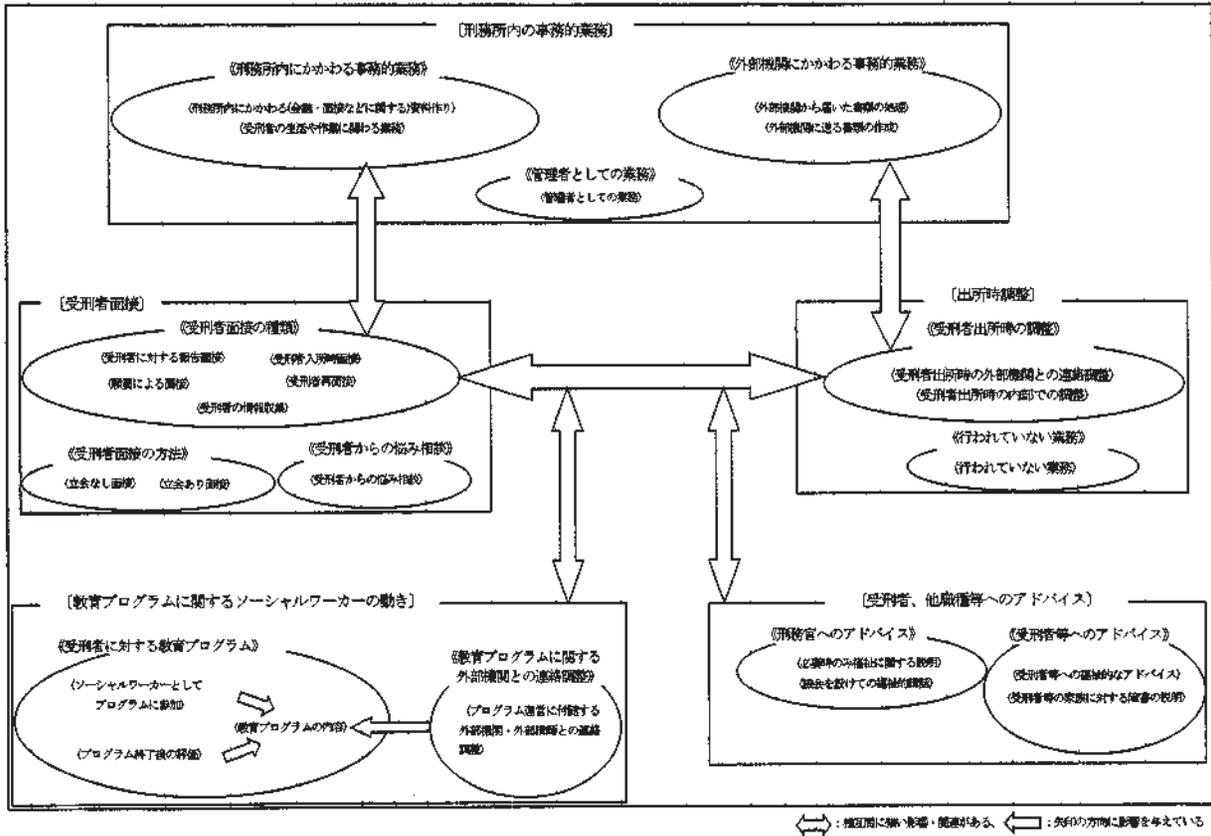


図1 刑務所等に勤務するソーシャルワーカーの業務内容の現状

作図 島谷綾郁、2009

い。また、現時点において刑務所職員に対するコンサルテーションの役割を、積極的に行われているのは今回の調査対象施設の中では1施設だけであり、他の刑務所等ではほとんど機能していない。

〔出所時調整〕に関して、26条通報^{注3)}や引受人の調整等、外部機関に対する書類のやりとりのような事務的業務が中心である。受け入れ先の期間の開拓は行われておらず、むしろ受刑者の引受人探しに四苦八苦しているのが現状である。

このように実際は、受刑者に対する個別的な面接、相談、助言などといった役割よりも、書類の作成や記録といった刑務所内の事務的業務に重きが置かれているのが現状である。

法務省側が提示している刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務内容と実際の現場での業務内容を比較した場合、概ね合致している。しかし、ソーシャルワーカーの業務内容に関してはそれぞれの刑務所等の裁量に委ねられていることもあり、実際には事務的業務に通ずるものがほとんどである。また、司法の領域に携わっている矯正職員でさえも、刑務

所等におけるソーシャルワーカーの業務内容を把握していないという事実がある。このことから、国が提示しているソーシャルワーカーの業務内容と現場で行われている業務では、その内容が一致しているとは言えず、両者の間にソーシャルワーカーの業務内容に関する認識の不一致が生じている。

鷲野(2018)によれば、「法務省が想定している刑事施設におけるソーシャルワーカーの業務については、(1)特別調整に関する業務、(2)出所後直ちに、医療措置や福祉による支援が必要な受刑者(要保護者)の出所時保護に関する業務、(3)その他、釈放前の指導における福祉についての講話など、福祉上の専門性を要するとして、刑事施設の長が指示する業務があげられている。」と述べている(鷲野2018)。また、福祉専門官は、高齢・障害等により自立困難な被収容者への福祉的支援に関する業務に携わるとしている(法務省矯正局 日本の刑事施設)。

鷲野(2018)は、刑事施設等に勤務している福祉職を対象としてアンケート調査を実施し、その結果

として、「特別調整に関する業務」が54.0%、「特別調整に関する業務以外の業務」の割合が46.0%であることを明らかにしている。「特別調整に関する業務以外の業務」としては、刑事施設内での指導・プログラムの実施や各種協議会への参加、研修会での講義などをあげている。また、福祉職の業務に関するガイドラインが必要であるとの回答が85.5%を占め、自由記述においても同様の要望があったとしている。このような回答の背景として、福祉職が行っている業務が多岐に渡っていること、施設ごとの特徴などといった差異の中での他施設の取り組みを参考にしたいという要望があるのではないかと指摘している。

このようなことから、刑務所等にソーシャルワーカーが配置され始めてから、約10年が経過しているが、配置され始めた当初の研究と、配置が進んだ現在の業務内容を比較してみても、刑務所等におけるソーシャルワーカーに関する業務内容について、整理されているものはなく、業務指針も存在していない。

4. 高齢・障害等受刑者への教育的支援

犯罪白書（2007）によれば、新入所受刑者に占める高齢者の比率は増加傾向にあり、全受刑者7万496人（平成18年12月31日現在）のうち、60歳以上の者は8,671人であり、全受刑者の12.3%を占めている。この数値は、近年増加傾向にある。高齢受刑者の場合は、初犯の人ほど「プライドが傷つけられた」などの突発的な理由で犯罪に至る傾向があり、再犯者である人ほど生活・経済基盤の破綻によって犯罪に至る傾向が見られる（犯罪白書 2008）。その中で「福祉等に関する制度的な知識がないために罪を犯した」という高齢受刑者は、他の理由に比べ、初犯、再犯者ともに少ない数値を示している。にもかかわらず、生活基盤等の破綻が罪を犯す要因となっているということは、福祉制度等の利用方法や、そのための相談先といった知識が不足しているのではないだろうか。この状況を少しでも予防するためにも、福祉的な制度・施策の説明だけでなく、出所後の生活の維持に活かすことができるような支援が必要不可欠なものとなってくる。

刑務所等におけるソーシャルワーカーが現在行っている業務は、高齢・障害等受刑者には必要なこと

であり、なくてはならないものである。ある刑務所の高齢受刑者に対する聞き取り調査によれば、「刑務所の中で一生終えてもいいと思っているのか」と聞いたところ、97.5%の高齢受刑者が「思っていない」と答えている（門田 2008：22）。このことから、高齢受刑者は、決して刑務所を生活の場とし、一生を終えたいと思っているのではなく、一般社会へ出て生活を営むことを望んでいることがわかる。だからこそ、出所後の生活に直接結びつく支援を行っていく必要があると考えられる。

2016（平成28）年度において、全国展開を見据えながら、「社会復帰支援指導プログラム」の開発を進めている状態であった（田畑 2016）。このプログラムは、犯罪白書（2018）によれば、2014（平成26）年度から一部の刑務所での試行的実施を経て、出所後の円滑な社会生活を見据えた指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導の標準プログラム」として、①高齢又は障害を有する受刑者のうち、福祉的支援を必要とする者、②①に該当する者を受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、2017（平成29）年度から全国的に展開されている（犯罪白書 2018）。その内容は、基本的健康管理能力の習得や金銭管理や対人関係スキルなどといった生活能力の習得、福祉制度等の基礎的な知識の習得等である（小島 2018）。

1980年代に「生活モデル」がソーシャルワークの実践モデルの1つとして急速な広がりを見せた。このモデルは、問題が生じているのは、人と環境とを分けて考えるのではなく、人と環境がお互いに作用し合うものとして捉え、支援者もクライアントとともに対処する方法を考え、計画し、実施することである（福山 2017）。

罪を犯した高齢又は障害を有する受刑者は、地域社会での生活を維持・継続する能力が低い。出所後、一般社会で生活を送る高齢又は障害を有する受刑者の生活の質（QOL）を向上させるためにも、刑務所におけるソーシャルワーカーは、「生活モデル」の視点から、刑務所内にとどまることなく、外部講師や福祉機関等との関係や協力を強化し、人と環境の交互作用に目を向けながら支援につなげていくことが必要不可欠となるのではないかと考える。

5. 専門職のあり方

(1) 刑務所内外における連携体制

刑務所内でソーシャルワーク業務を遂行していくためには、刑務官をはじめ様々な職種と連携しなくてはならない。また、受刑者の出所へ向けた環境調整も視野に入れば、刑務所内に留まることなく、外部講師や外部機関と連携を行うことも必要不可欠となる。

行刑改革会議の提言には、「処遇体制の改善」の一環として「専門的知識・技能等を有する職員や民間人の活用を積極的に図るべきである」と記されている（行刑改革会議提言 2003）。この提言を受けて、心理学の専門的知識を持った法務教官を刑務所に派遣し、篤志面接委員や教誨師といった従来の活動に加えて、犯罪被害者やその家族といった民間の方をゲストスピーカーとして招き、受刑者に対する指導が行われている。このような矯正処遇の実施について大口（2008：60）は、「今後においても、協力者の受入れや指導実施回数の拡大を図っていくことが必要になると思われます。」と述べている。刑務官といった刑務所内の専門職者のみが受刑者処遇を行うのではなく、ソーシャルワーカーや心理士などといった専門職や篤志面接委員といった専門的知識、技術等を有する民間の方々の協力を受けながら支援体制をつくっていくことは、特に高齢又は障害を抱える受刑者にとって、出所後の支援体制を刑務所内にいる時から築き上げることは、今後の連携体制の充実へとつながっていくことから、大変重要なことであると考えられる。

高齢受刑者等への現在の対応については、前述したところではあるが、例えば、具体的な他施設・他機関との連携として、高松刑務所における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導があげられる。高松刑務所では、刑務官や刑務所等におけるソーシャルワーカーのみならず、行政職員、理学療法士、作業療法士、地域のソーシャルワーカー、老人クラブ職員などといった地域を巻き込んだ取り組みが行われている（松田、坂口 2013）。このように、民間のボランティアや専門職者が矯正の現場に多く携わり、そこで適切な連携が行われることは、受刑者や出所者に対する良い矯正処遇、支援の提供となり得るだろう。

(2) 刑務所等におけるソーシャルワーカーの専門性

現場でソーシャルワーカーとして業務を遂行していく上で、業務体制やスーパービジョン体制、ソーシャルワーカーとしての知識・技術・態度が深くかかわってくる。

スーパービジョンとは、スーパーバイザーという「組織の理念や方針に沿った業務の遂行を促進するために、スタッフの力を活用し育てる責任を引き受ける人」と、スーパーバイジーという「職場内業務の遂行上、上司・ベテランの助言や指導、サポートを得たいと考える人」で構成され、「管理、支持、教育という三機能を提供することにより、実践家の社会化の過程を含む、専門職育成の過程である」（福山 2005：189-190、197）。

刑務所等におけるソーシャルワーカーの配置が始まってから、まだ約10年しか経過しておらず、歴史は浅い。

福祉支援を必要とする受刑者の支援については、地方公共団体、福祉施設など多くの施設・機関との連絡調整が必要となってくる。そのためには、継続的な支援ができるようにソーシャルワーカーの常勤配置が必要不可欠となってくるのではないだろうか。現状では、刑務所等の現場ではまったくと言っていいほどスーパービジョン体制が確立されていない。そのような中で、現場のソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカー同士で情報交換、アドバイスをし合い、必要に応じて他職種等からアドバイスをいただく中で、日々の業務を進め、ジレンマに対処する努力をしている。

平成28年度には、社会福祉士などの有資格者である矯正専門職が東京都と大阪府の矯正管区に配置されている。田畑（2008）によれば、刑務所等に勤務する社会福祉士等や社会福祉士等が配置されていない施設等への助言、関係機関及び自治体等との連携強化の調整等に当たっているとされている。このような業務内容を見ると、矯正専門職は、各刑務所等に勤務する社会福祉士等のスーパーバイザーのような役割を担うことを求められているのではないかと推測される。

6. 刑務所等における現在の問題点と今後の課題

法務省の統計によると、再入者の人員は、1999（平成11）年から増加し、2006（平成18）年をピークに減少傾向にある。また、再入者率については、2004（平成16）年から2016（平成28）年まで増加していたが、2017（平成29）年には59.4%といったように前年と比較しても概ね横ばいである（犯罪白書 2018）。

しかし、刑法犯における検挙率は、2001（平成13）年には、戦後最低の19.8%であったが、その後、回復、横ばいを推移し、2014（平成26）年以降、再び上昇している（犯罪白書 2018）。また、初犯者の人員は、2004（平成16）年をピークに減少している。しかし、再犯者の人員が減少傾向である一方で、初犯者の人員がそれを上回る勢いで減少し続けているため、再犯者率は2017（平成29）年に48.7%といったように1997（平成9）年以降、上昇し続けている（犯罪白書 2018）。

この現状を打破するため2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」とする）が公布・施行された。この法律は、国及び地方公共団体の責務が明記され、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められている。また、再犯防止推進計画には、7つの重点分野と主な施策の1つとして、「就労・住居の確保」が掲げられている。住居の確保等に関しては、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実などといった具体的施策が明記されている。

今後、受刑者等が刑務所等から出所後、地域社会においても必要な支援や指導が受けられるようになるため、刑務所内外における支援者が、今以上に居場所を調整することに尽力していかなければならないことになる。

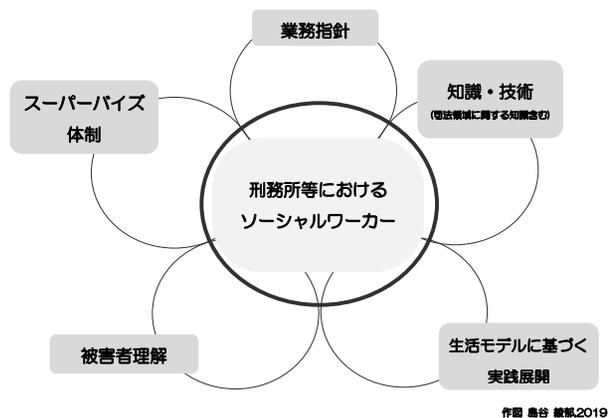
刑務所等にソーシャルワーカーが配置され始めてから、約10年が経過している。この約10年間で、刑事施設等を取り巻く福祉に関する環境は、地域生活定着支援センターの全国設置、福祉専門官の配置、改善指導の充実化などといったように、再犯防止を目標とした受刑者に対する支援が幅広く行われている。にもかかわらず、刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務内容は整理されておらず、業務指針は存在していない。

この点について鷺野（2018）は、矯正のソーシャルワーカーへのアンケート調査から、今後の課題として「ガイドラインの作成」、「研修・スーパービジョン体制の確立」を指摘している。また、島谷（2009）は、インタビュー調査でその必要性を指摘している。

このように、刑務所等にソーシャルワーカーが配置され始めてからガイドライン等がないことをふまえ、これまでの支援ノウハウや連携方法などを整理する必要があると考えられる。

また、これからの刑務所等におけるソーシャルワーカーが、一人でも多く、専門性を確立していくためにも、現在、刑務所等の福祉を担っているソーシャルワーカーを育てていく必要がある。そのためには、既に退職をした刑務所等におけるソーシャルワーカーの力を借りる必要もあるのかもしれない。

刑務所等には、突発的に罪を犯してしまった人、衣食住という最低限の生活を営むことができないといった生活・経済的困難のために致し方なく罪を犯してしまった人、単に刑務所に戻りたいために罪を犯してしまった人などのように、刑務所等に入所してくる要因は受刑者によってさまざまである。そしてその多くが、山口県下関駅の炎上事件^{注4)}のように、社会資源の不十分さが原因となり罪を犯してしまったというケースである。このようなさまざまな背景を背負ってくる受刑者個々人に対応していくためには、刑務所等におけるソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカーの倫理綱領や、福祉の知識・技術だけでは対応しきれない。それだけではなく、司法領域に関する知識も必要となる。また、生活モデ



作図 島谷 敬心2019

図2 刑務所等におけるソーシャルワーカーの素養

ルを理解し、実践展開していくことができる支援者が、ソーシャルワーカーとして務めることが重要ではないかと考える。それと同時に、刑務所という場での支援対象者は受刑者であり罪を犯した人であるということも忘れてはならない。受刑者がいるということは、その背景には被害者がいるということであり、それら被害者の心情をよく理解しなければならないことは言うまでもない。そのこともよく理解した上で、福祉の専門職として受刑者に接していく必要があると考える。

そのためにも、刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務指針や業務整理、スーパーバイザーを受けられる仕組みづくりなどを一つひとつ整理していかなければならないのではないだろうか。今後さらに刑務所等におけるソーシャルワーカーの業務内容や役割、その重要性などを明らかにしていくためには、①刑務所等に勤務するソーシャルワーカーすべてに対して継続的に調査研究を行っていく必要性、②刑務官に対するソーシャルワーカーの認識調査、③刑務所内外の連携体制整備の有無に関する調査、④地域住民を対象とした、刑務所等に対する印象、⑤今後どのようにしていけば今以上に犯罪が減少すると考えるかなどといった社会のあり方に関する調査、を行い、検討することが、今後の刑務所等を運営していく上で有効であると考えられる。

一方、福祉専門教育の分野においても、2009年度から社会福祉士養成カリキュラムに新たに「更生保護制度」(15時間)が導入されるなど、司法福祉の分野におけるソーシャルワーカーの重要性が徐々に高まりつつある。

注

注1) 2001年12月8日に名古屋刑務所内で起きた受刑者暴行殺傷事件、当時43歳の男性受刑者が、刑務官に暴行などを行ったため保護房に収容され、さらに刑務官らに暴行を加える恐れがあったため、革手錠で拘束された。革手錠は1日で外されたが、再度暴れたことから再び革手錠による拘束を受けた。その後、男性受刑者の尻から出血があったため、刑務所の医務部で手術を受けたが、翌日死亡した。この出血は、刑務官の暴行が原因だったことが後に関係者の供述からわかった(浜井 2006)。

注2) 受刑者が自己の処遇上の要望(引受人の申出やソーシャルワーカーなどへの相談等)を願い出る際に、その旨を記載して提出する用紙のこと(鴨下、松本 2015)。

注3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に明記されている矯正施設の長に基づき、通報する名称のこと。

注4) 2006年1月7日に山口県下関市にあるJR下関駅で起きた放火炎上事件。犯人は74歳の男性で、軽度の知的障害を持っていた。過去10回にわたり、いずれも放火罪で刑務所に服役していた。犯行の8日前に刑務所から出所し、下関駅で放火事件を起こす半日前に区役所へ生活保護について相談に行ったが、住所がないことから相手にされず、下関駅までの切符を渡され追い返された。犯行に至った背景には、生活・経済基盤の困窮により刑務所に戻りたいという思いがあった(山本 2006)。

文献

- 1) 福山 和女編(2005)『ソーシャルワークのスーパービジョン—人の理の探求—』ミネルヴァ書房。
- 2) 法務省「日本の刑事施設」。
- 3) 法務省行刑改革会議(2003)『行刑改革会議提言～国民に理解され支えられる刑務所～』
- 4) 法務省法務総合研究所編(2007)『犯罪白書(平成19年版)—再犯者の実態と対策—』株式会社太平印刷社
- 5) 法務省法務総合研究所編(2008)『犯罪白書(平成20年版)—高齢犯罪者の実態と処遇—』株式会社太平印刷社
- 6) 法務省法務総合研究所編(2018)『犯罪白書(平成30年版)～進む高齢化と犯罪～』昭和信息プロセス株式会社
- 7) 門田 勉(2008)「高齢受刑者の処遇について」『刑政』119(7)、16-26。
- 8) 梶木 壽(2007)「[刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律]の施行に当たって」『刑政』118(6)、20-25。
- 9) 加納 浩(2006)「刑事施設保護業務担当者のための社会福祉マニュアル作成について」『矯正研修所紀要』(21) 56-62。
- 10) 刑事立法研究編(2005)『刑務所改革のゆくえ—監獄法改正をめぐる—』現代人文社。
- 11) 鴨下 守孝、松本 良枝編(2015)「改訂矯正用語事典」東京法令出版株式会社。
- 12) 小島 弘美(2018)「高齢又は障害を有する受刑者を対象とした「社会復帰支援指導プログラム」の実施について」『月刊ノーマライゼーション』38(1)、32-34。
- 13) 松田辰夫・坂口徳博(2013)「[高松刑務所における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導]に関するシステムの構築及びプログラムの策定等について」『刑政』124(11)、70-82。
- 14) 森田 裕一郎(2008)「島根あさひ社会復帰促進センターにおける新たな取組」『刑政』119(10)、26-34。
- 15) 室井 誠一(2008)「喜連川社会復帰促進センターの現状と課題」『刑政』119(10)、44-54。
- 16) 大口 康郎(2008)「行刑改革会議提言の推進状況と今後の課題」『刑政』119(10)、56-68。
- 17) 小貫 芳信(2006)「刑事収容施設及び受刑者の処遇等

- に関する法律の施行に思う」『刑政』117 (5)、34-39。
- 18) 太田 達也 (2006) 「刑事施設・受刑者処遇法と受刑者の権利保障」『刑政』117 (2)、68-81。
- 19) 再犯の防止等の推進に関する法律 (平成28年法律第104号) (平成28年12月14日施行)。
- 20) 島谷 綾郁 (2009) 「刑務所等におけるソーシャルワーク業務に関する一考察」北海道医療大学大学院看護福祉学研究科臨床福祉学専攻2008年度修士論文。
- 21) 島谷 綾郁 (2009) 「刑務所等におけるソーシャルワーク業務に関する一考察」『日本社会福祉学会第57回全国大会報告要旨集』(法政大学)。
- 22) 福山 和女 (2007) 「第4章相談援助における援助関係」『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I (第3版)』中央法規。
- 23) 田畑 賢太 (2016) 「刑事施設における特別調整等の福祉的支援の現状について」『刑政』127 (11)、12-20。
- 24) 只木 誠 (2007) 「新しい刑務所運営の意義と課題」『Jurist』(1333)、10-18。
- 25) 鷺野 明美 (2018) 「矯正におけるソーシャルワークの現状と課題—矯正の福祉職に対するアンケート調査の結果から」『刑政』129 (8)、12-23。
- 26) 山下 進 (2005) 「新法の成立を受けて」『刑政』116 (7)、28-31。
- 27) 山本 譲司 (2006) 『累犯障害者—獄の中の不条理—』新潮社。
- 28) 吉野 智 (2007) 「P F I手法による官民共同の新たな刑務所の整備について」『Jurist』(1333)、2-9。

受付日：2019年4月15日